

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月29日
【会社名】	ラオックス株式会社
【英訳名】	Laox CO.,LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山下 巖
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田須田町2丁目19番
【電話番号】	(03)6859-3804
【事務連絡者氏名】	管理本部長 田中 裕
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田須田町2丁目19番
【電話番号】	(03)6859-3804
【事務連絡者氏名】	管理本部長 田中 裕
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 0円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 400,000,000円 (注)新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の付与対象者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の訂正届出書の提出理由】

平成21年6月26日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書（以下「原訂正届出書」といいます。）の記載事項につきまして、その記載事項の一部に訂正すべき事項があったため、本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 追完情報

2 事業のリスクについて

第四部 組込情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_線で示しております。

なお、第四部 組込情報につきましては、平成21年6月29日有価証券報告書の訂正報告書を新たに提出したことによる追加のため訂正箇所の_線はございません。

第三部【追完情報】

(訂正前)

2.事業のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第32期事業年度)に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日(平成20年6月27日及び訂正報告書の提出日平成20年7月23日、平成20年9月5日)以後、本有価証券届出書提出日(平成21年6月24日)までの間に生じた事項は以下のとおりであります。その他事項についての変更はありません。

また、当該有価証券報告書及び有価証券届出書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成21年6月24日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

<省略>

(訂正後)

1.事業のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第33期事業年度)に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日(平成21年6月26日)及び有価証券報告書の訂正報告書の提出日(平成21年6月29日)に記載いたしましたリスク以外に、本増資を行うに当たっては以下のリスクが存在しております。

また、当該有価証券報告書及び有価証券届出書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成21年6月25日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

<省略>

第四部【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第33期)	自平成 20年 4月 1日 至平成 21年 3月 31日	平成21年 6月26日 関東財務局長に提出
---------	----------------	---------------------------------	--------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A-4に基づき本届出書の添付書類としております。

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第33期)	自平成 20年 4月 1日 至平成 21年 3月 31日	平成21年 6月26日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の訂正報告書	事業年度 (第33期)	自平成 20年 4月 1日 至平成 21年 3月 31日	平成21年 6月29日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A-4に基づき本届出書の添付書類としております。